

空き家を活かす地域共生マッチング事業 申請マニュアル

事業概要	p 1
空き家を活用したい方へ	p 2
空き家を提供したい方へ	p 1 2
事業のサポートをしたい方へ	p 2 0

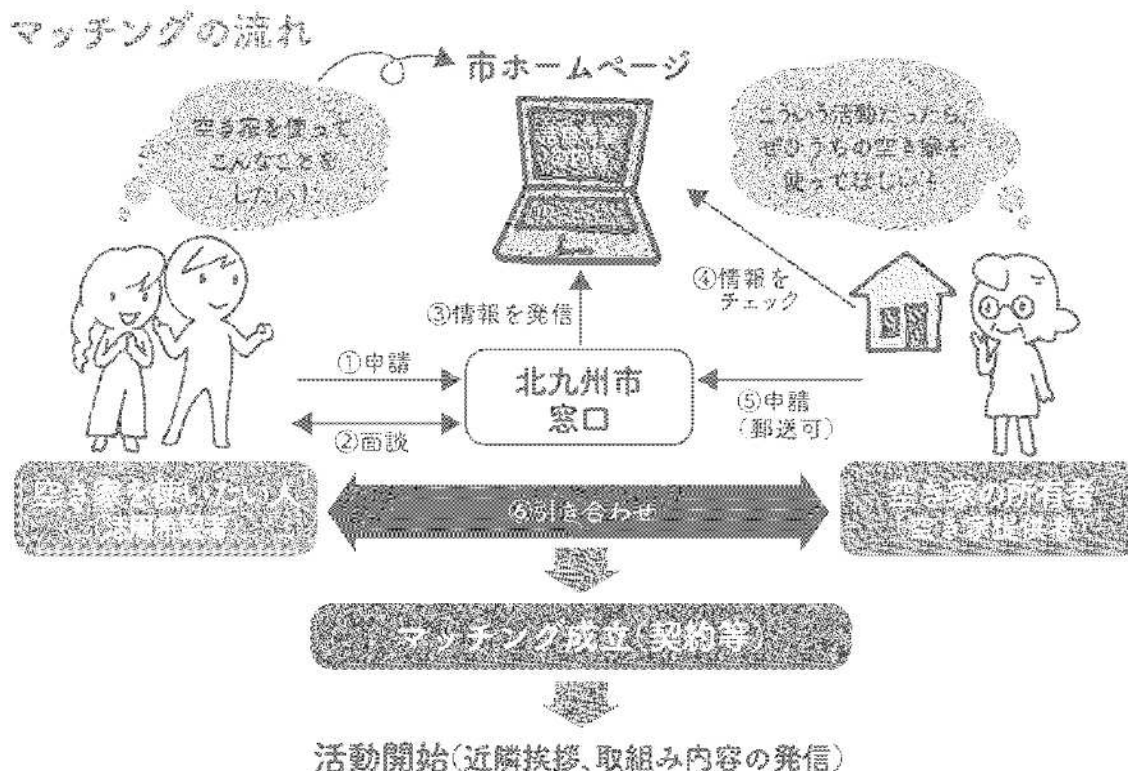
1. 事業概要

(1) 「空き家を活かす地域共生マッチング事業」とは・・・

- 住まい（空き家）の多様な使い方を促して、空き家の増加を抑制し、潤いのある住生活を実現するため、空き家を活かして地域と共生する事業を行おうとする事業者等から「空き家の活用希望情報」を市に登録してもらい、活用希望の趣旨に賛同した空き家提供者とのマッチングを行うものです。
- 「空き家を使って何かしたい」という方を募集し、申請があった場合、市のホームページに「何をしたいか・どんな空き家を使いたいか」を掲載します。ホームページを見た空き家所有者の方から、「うちの空き家を使ってください」と手が挙がったら、市が両者を引き合わせる（マッチング）ことで、使われていない空き家を有効活用して頂く事業です。

(2) 事業の流れ

- ①空き家を使いたい方（活用希望者）が市に申請
- ②市役所の窓口で面談
- ③市のホームページに活用希望の内容を掲載（やりたいこと・希望する空き家の条件等）
- ④空き家の所有者（空き家提供者）が市のホームページで情報をチェック
- ⑤空き家の所有者（空き家提供者）が市に申請
- ⑥市が活用希望者と空き家提供者を引き合わせる
- ⑦活用希望者と空き家提供者が契約を結ぶ（マッチング成立）
- ⑧活用希望者が活用開始



2. 空き家を活用したい方へ

(1) 空き家を活かして地域と共生する事業とは

空き家の全部または一部を使って行う下記のような活動で営利・非営利は問いません。単に居住を目的とした住宅としてのみの利用は除きますが、シェア居住やお試し居住、文化的住宅の保全活用などは対象になります。住みながら、住宅の一部を使って活動することも可能です。

(例) カフェ、コ・ワーキングスペース、地域の寄合所、寺子屋、
 デイケア施設、社員寮、シェアハウス、ゲストハウス など

(2) 活用希望の登録条件

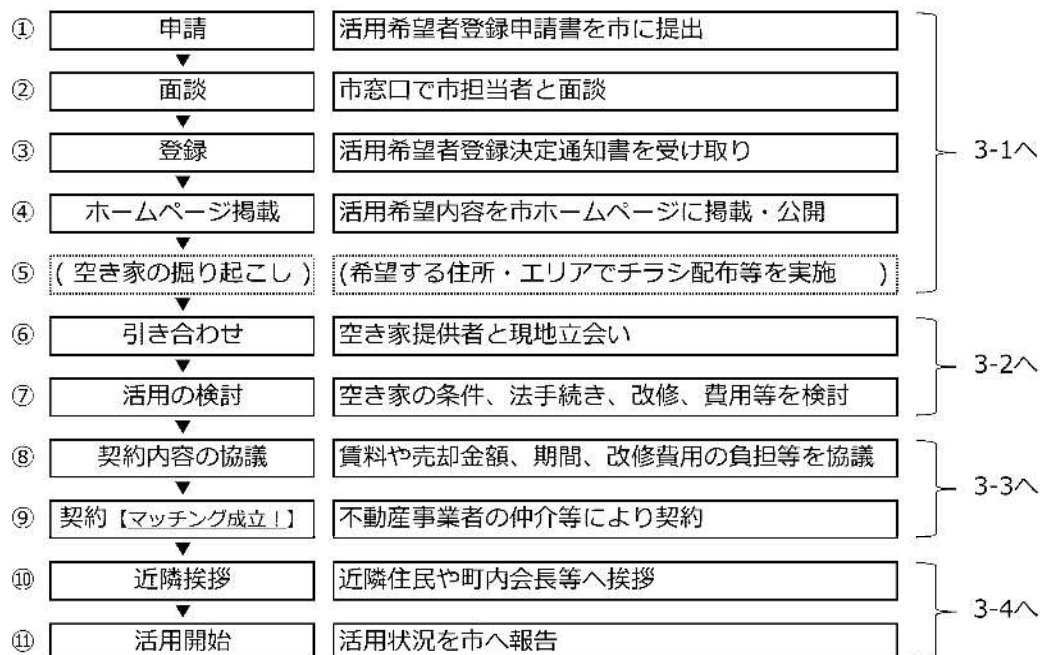
(1)活用希望の内容が、次のいずれにも該当すること

- ①空き家を活かして地域と共生する事業（営利・非営利を問わない）であるもの。
- ②単に居住を目的とした住宅としてのみの利用でないもの。ただし居住用であっても、シェア居住やお試し居住、文化的住宅の保全活用などは除外しない（住居の一部を活用することも可）
- ③利用目的が公の秩序を乱し又は善良な風俗を害するおそれがないもの
- ④利用目的が政治活動、宗教活動等を目的とした利用ではないもの
- ⑤その他、市長が不相当と認める事由のないもの

(2)活用希望者が、次のいずれにも該当すること

- ①暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- ②市税に滞納がない者
- ③その他、市長が不相当と認める事由のない者

(3) 手続きの流れ



3. 詳細な手続き（活用希望者用）

3-1. 申請からホームページ掲載まで

（1）申請

- 北九州市に活用希望登録申請書（様式1）を提出してください。
なお、提出は面談を兼ねるため、原則窓口まで持参とします。

【記入要領】

①申請者・申請団体

- ・申請者となれるのは、「2.（2）活用希望の登録条件」に適合する方に限ります。
- ＜氏名・生年月日・性別＞
- ・個人での活用登録を希望される方は、ご本人の氏名をご記入ください。
 - ・団体での活用登録を希望される方は、団体名及び代表者氏名をご記入ください。
 - ・氏名、団体名、及び住所については、納税証明書の通りご記入ください（旧字等に注意）。
 - ・生年月日・性別には、申請者（団体の場合は代表者）の情報をご記入ください。
- ＜住所・連絡先＞
- ・個人での活用登録を希望される方は、ご本人の住所及び連絡先をご記入ください。
 - ・団体での活用登録を希望される方は、団体の所在地及び連絡先をご記入ください。
- ＜納税証明書＞
- ・個人での活用登録を希望される方は、ご本人の納税証明書を添付してください。
 - ・団体での活用登録を希望される方は、団体の納税証明書を添付してください。ただし、任意団体等で納税証明書が発行できない場合は、代表者の納税証明書を添付してください。
 - ・納税証明書が発行できない場合は、無に○をして理由をご記入ください。

②団体

- ・団体での活用登録を希望される方のみご記入ください。
- ・担当者欄には、活動の責任者となる方（市とやりとりをする担当者）の氏名をご記入ください。代表者と同一でも結構です。
- ・本事業に係るメンバーは、何名でも結構です。
- ・概要には、団体の種類（任意団体、NPO、法人等）や、設立時期、主な活動内容などをご記入ください。

③活動実績

- ・申請者や団体の活動内容がわかるよう、これまでの活動例や実績をご記入ください。

活用希望登録申請書

空き家を活かす地域共生マッチング事業要綱第6条第1項に基づき、以下のとおり登録を申請します。

<申請者・申請団体>

※太枠は市ホームページに掲載する項目です

申請者氏名 (団体の場合は団体名、代表者氏名)	(ふりがな) キタクユウシユウ○○○ノカイ タイヒョウ キタクユウ タロウ 北九州○○○の会 代表 北九 太郎	
生年月日・性別	昭和○○年 ○月 ○日	<input checked="" type="radio"/> 男・女
住所 (団体の場合は団体の所在地)	〒 803-8501 福岡県北九州市小倉北区内1番1号	
連絡先	電話 093(582)2777	FAX 093(582)2694
	メールアドレス toshi-akiyakatsuyou@city.kitakyushu.lg.jp	
納税証明書 (団体が法人の場合は団体の証明者)	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/> (無しの場合の理由：代表者が市内に居住実績がないため)	

<団体> ※団体での活用登録を希望される方のみ記載して下さい

担当者氏名	(ふりがな) 代表と同じ
構成人数 および 本事業に関わるメンバー名	構成人数 12人 本事業に関わるメンバー名 北九 太郎、門司 一郎、小倉 二郎、若松 三郎、八幡 四郎
概要	※団体の種類、設立時期、主な活動内容など 任意団体、平成○○年設立 法人やNPO等でない場合 (趣味の集まり、など)は、 「任意団体」とご記入ください

<活動ホームページ> ※市ホームページにリンク掲載を希望される方のみ記載して下さい

アドレス(URL)	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/
-----------	-----------------------------------

<活動実績>

これまでの活動例・実績等 (団体の場合は沿革等)	平成○○年 4月	団体発足
	平成○○年 ○月	○○区○○町にて活動開始
	平成○○年 ○月	○○○○○○○○
	平成○○年 ○月	○○○にて活動内容を発表
	平成○○年 ○月	○○○○○○○○
	平成○○年 ○月	○○区○○町に活動拠点を移す
	平成○○年 ○月	○○○○○○○○

④活用内容

- ・ 空き家の提供者を募集するために大切なPR項目です。
空き家をお持ちの方に共感して頂けるよう、具体的にご記入ください。
- ・ 活用目的には、大まかな活用の方向性や地域への貢献内容などをご記入ください。
(例：地域コミュニティ、高齢者支援、子育て支援、芸術活動、住まい、など)
- ・ 活用内容には、誰がどのような使い方を、可能な限り具体的にご記入ください。
また、政治・宗教等を目的とした利用でないことを確認の上、チェック欄□にチェックしてください。
- ・ 活用時期及び期間は、決まっている範囲でご記入ください。
(決まっていなければ記入しなくて結構です)
- ・ 活用頻度には、大まかな頻度をご記入ください。
(例：毎日、毎週末、1ヶ月間に2回、など)
- ・ 管理運営体制には、係る人数や、責任者名、鍵の管理者名などをご記入ください。

⑤希望する建物

- ・ 希望する項目のみご記入ください。
- ・ 住所、行政区、エリアなどには、希望する建物の立地条件をご記入ください。
具体的な住所や町丁目、区など、何でも結構です。
ただし、特定の空き家に限定した希望はできません(○区○町○番○号など)。

例：○区○町付近

戸畑区全域

門司区の海際

八幡東区あるいは若松区の斜面地

小倉南区の郊外地、など

⑥契約条件

- ・ 賃貸希望か売買希望かをご記入ください(両方でも結構です)。
- ・ 希望する賃料や売買価格がある場合はご記入ください。

<活用内容>

活用目的	地域の子ども・高齢者の居場所づくり
活用内容	<ul style="list-style-type: none"> ・平日の夕方（放課後）および休日に、地域子どもたち（主に小学生以下）の遊ぶ場、及び高齢者の寄合い所として、部屋を開放する（居場所づくり）。 ・子どもたちは、この場所で宿題をしたり、遊び道具を持ち込んで遊んだりする。 ・高齢者（特に1人暮らし）は、この場所でお互いに話相手となり、お喋りなどコミュニティの場とする。 ・日替わりで運営メンバーが常駐する（1名以上）。 ・平日は、16時～19時予定。 休日は、10時～17時予定。 ☑政治活動・宗教活動等を目的とした利用ではありません
活用時期・期間	平成〇〇年 〇月 〇日 から 年 月 日まで（ 間程度）
活用の頻度	1週 間に 2 回程度（毎週水曜日・日曜日）
管理運営体制	日替わりで、運営メンバーのうち1名以上が常駐する。

<希望する建物> ※希望する項目のみ

住所、行政区、エリアなど	〇〇区〇〇町付近 (〇〇町、〇〇1～3丁目、〇〇1～5丁目、〇〇、〇〇町)
建て方	<input checked="" type="radio"/> 一戸建 <input type="radio"/> 賃貸マンション・分譲マンション・その他（
構造	木造・鉄骨造・RC造・その他（
規模	階数： 階建 / 延床面積 m程度
その他 (設備、耐震性の有無、等)	縁側とお庭があったらうれしいです

<契約条件>

希望する契約形態	<input checked="" type="radio"/> 賃貸 <input type="radio"/> 売買・その他（	
費用負担に関する意向	<input checked="" type="radio"/> ある（右欄に記入） <input type="radio"/> ない（協議の上決定する）	希望する賃料・売買価格（概ね） 賃料： 5,000円/月 売買： 円

※登録情報の取扱いについて

申請書に記入頂いた内容は、空き家を活かす地域共生マッチング事業の登録情報として利用し、その他の目的で利用することは一切ありません。

○提出の際に、以下の書類を添付してください。

①申請者の納税証明書（市税の滞納が無いことの証明）（原本）

- ・申請者が市税の滞納がないか確認する書類です。
- ・申請書提出日の3ヶ月以内に発行された原本を添付してください。
- ・納税証明書は、各区役所内の市税事務所市民税課もしくは税務課、または各区出張所で発行しています（お住まいの区に関係なくどの窓口でも発行しています）。
- ・市外にお住まいの方でも、納税証明書の発行対象となる場合がありますので、一度上記窓口でご確認ください。
- ・市内に居住履歴がない等の理由で、納税証明書が発行できない場合には、活用希望登録申請書の納税証明書欄の無に○をつけた上で、理由をご記入ください。

申請者名・住所を確認

平成 年度 納税証明書

証明書 号

住所（所在地）					
氏名（名 姓）					

税 目	課 税 額	納 付 済 額	未 納 状 況		所 属 区	備 考
			納める期限が きていない税額	未 納 額		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		

その他の証明事項	市税の滞納はありません
----------	-------------

※この証明書は景色の電子公印を使用しています。

市税の滞納がないことを確認

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

北九州市長

申請日から3ヶ月以内であることを確認

②事前チェックリスト

- ・希望する活用内容に応じて、必要な項目を事前にチェックするための書類です。
- ・チェック内容は主に以下の2点です。
 - (1)希望する活用内容が、希望するエリアで法令的に実施可能か
 - ・活用内容（用途）によっては、建築基準法や都市計画法により実施不可能な場合がありますので、ご確認ください。
 - (2)希望する活用内容に応じて、必要な手続きは何か
 - ・活用内容によっては、資格が必要な場合や、市の関連部署等（建築消防、保健所等）に事前に申請する必要がある場合がありますので、ご確認ください。

(2) 面談

- 窓口で活用希望登録申請書を持参された際に、併せて面談を行います。
- 来庁の際は、事前に電話予約が必要です（093-582-2777）。
- 団体の場合は、代表者または担当者（活動の責任者）の方に来て頂く必要があります。
- 活用希望登録申請書の記載内容に応じて、以下の内容を口頭で確認します。
 - ・団体の概要
 - ・申請者あるいは団体のこれまでの活動内容
 - ・希望する建物の条件
 - ・希望する契約条件
 - ・希望する活用内容

（事前チェックリストなどを活用して法令等のチェック内容も確認します）

(3) 登録

- 活用希望登録申請書及び添付資料を審査の上、登録が決定した場合は、活用希望登録決定通知書（様式2）を、申請者住所まで郵送にて送付します。
- 審査の上、登録ができない場合は、理由を添えて活用希望不登録決定通知書（様式3）を、申請者住所まで郵送にて送付します。
- 活用希望登録決定通知書を受領後、活用希望者の登録内容に変更が生じた場合は、活用希望登録情報変更届を北九州市に提出してください。

(4) ホームページ掲載

○活用希望登録申請書の情報を、市ホームページに掲載し、空き家提供者を募集します。
なお、ホームページ掲載にあたり、費用は必要ありません。

○必要があれば、活用内容PR用の画像データ（事業イメージや模式図等）（JPEG形式）を北九州市に提出してください。

※市ホームページに画像データを掲載することで、空き家所有者にとって活動内容がイメージしやすくなり、空き家を提供して頂きやすくなります。

○ホームページに掲載する情報は以下の通りです。

- ・申請者（団体の場合は代表者）の氏名
- ・団体名
- ・活動実績
- ・活用目的、内容
- ・時期、期間、頻度

なお、以下の項目については、申請者の希望に応じて非掲載とすることができます。

- ・希望する住所や行政区、エリア等
- ・希望する建て方（一戸建て、賃貸マンション、等）
- ・希望する契約形態（賃貸、売買、等）

○ホームページへの掲載期限は、登録の翌年度末です。ただし、活用希望者から掲載期間延長の意思が確認できた場合は、必要に応じて掲載期間を延長することがあります。

(5) 空き家の掘り起こし（営業活動等）

○必要に応じて、希望する住所・エリア等の空き家に対し、チラシ配布等の営業活動（掘り起こし）を行うことができます（任意）。

○チラシ等を配布する場合は、事前に市担当者に内容を確認し、承認を得てください。また、必ず下記の項目を記載してください。

- ・市の「空き家を活かす地域共生マッチング事業」の一環である旨
- ・活用希望者の氏名、連絡先（団体の場合は代表者あるいは担当者）

3-2. 空き家所有者から空き家提供の申し出があった場合

(6) 引き合わせ

- 空き家所有者から、希望条件に合致する空き家の登録申請があった場合は、市担当者から申請者にご連絡します。
- 日程調整の上、申請者（活用希望者）、所有者（空き家提供者）、市担当者の3者で、当該空き家にて現地立会いを行い、引き合わせを行います。
- 引き合わせの際に、申請者（活用希望者）と所有者（空き家提供者）で連絡先を交換して頂きます。その後は、後述する「活用の検討」と並行して、両者で直接やりとりを行って頂くこととなりますが、希望があれば市担当者が同席します。
- 市は、手続き上必要な市窓口のご案内など、必要に応じてサポートを行います。

(7) 活用の検討

- 提供のあった空き家が、活用の対象となるかを、検討してください。
- 建物の状態や立地などが、希望条件に合うか、確認してください。
- 事前チェックリストのとおり、活用内容によっては市の関連部署等で手続きが必要になる場合があります。市が提供する物件チェックリストなどを活用して、活用内容（用途）に応じて必要となる法手続きの有無を確認してください。
（例：建築基準法に基づく確認申請（用途変更）、消防設備設置協議、など）
- 建物の状態や、活用内容によっては、法的に改修工事が必要になる場合があります。市が提供する物件チェックリストなどを活用して、工事内容や手続き、費用等について、建築士へのご相談や、市担当部署へのお問合せ等により、確認してください。

3-3. 提供空き家が活用の対象となる場合

(8) 契約内容の協議

- 空き家提供者と、契約内容について協議してください。
- 契約前に、お互いが確認しておいた方が望ましい項目について、契約チェックリストなどを活用してご確認ください。
- 市は売買や賃貸借に関する交渉や契約等の仲介は行いません。当事者の責任のもとで行ってください。また、契約等に係る紛争等には関与しません。
- 売買や賃貸の契約は、宅地建物取引業者の仲介のもとで行うことをお勧めします。
- 法律相談や宅地建物の取引に関する相談（不動産取引前の注意事項や契約書のつくり方など）がある場合には、下記機関までお問い合わせください。
 - ・一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所
 - 住所：北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館1階
 - 電話：093-533-5441

(9) 契約（マッチング成立）

- （8）の協議内容に基づいて、空き家提供者と書面にて契約してください。
- 契約後、北九州市にマッチング状況報告書（様式7）を提出してください（持参あるいは郵送）。
- マッチング状況報告書を受領後、市ホームページに掲載している募集内容を削除し、新たにマッチング成立事例として掲載します。

3-4. マッチング成立後

(10) 近隣挨拶

- 活用開始前に、必ず近隣住民の方々や町内会長、まちづくり協議会等へご挨拶し、活用内容を周知してください。
- 活用内容によっては、多くの人の出入りや騒音等が発生する可能性があります。近隣住民の方々などの理解を得られるように努めてください。
- 町内会長やまちづくり協議会等の連絡先等がわからない場合は、各区役所のコミュニティ支援課までお問い合わせください。

(11) 活用開始

- マッチング成立後1年間は、活動内容について、書面や電子メール等で報告して頂きます。報告を行うタイミングは、活動を開始した時点や、イベント開催時などを想定しています（詳細は市担当者と打ち合わせの上決定）。
- 報告いただいた活動内容は、市ホームページや市SNS等により発信し、近隣住民の方々などが把握できるようにすると共に、その他の活用希望者や空き家提供者の方々の参考にさせていただきます。
- 報告いただいた活動内容を、事業の推進に係る広報のために使用させて頂く場合があります。取材等が必要な場合はご協力ください。
- 活用内容（使い方）が変わる場合は、再度物件チェックリストなどを活用して必要な手続きや法令等をご確認ください。内容（用途）によっては、法令により当該空き家では不可の場合や、再度手続きが必要な場合があります。
- 空き家提供者との契約内容に変更が生じた場合あるいは契約が終了した場合は、北九州市にマッチング状況報告書（様式7）を提出してください（持参あるいは郵送）。

4. 空き家を提供したい方へ

(1) はじめに

- 本事業は、皆さんがお持ちの空き家を、活用を希望している方へ提供して頂き、地域と共生する事業に役立てる事業です。
- 例えば、下記のような方にお勧めです。
 - 例1：空き家となった実家を相続したが、思い入れがあり手放すのはちょっと…
 - 例2：両親が施設に入所したが、いつか戻るかもしれないので自宅を売れない…
 - 例3：空き家を売りたいが、不動産会社に仲介を断れたのでアテがない…
- この事業に空き家を提供することで、以下のメリット（利点）があります。
 - ・事前に「空き家がどんな人に、どんな風に使われるのか」がわかるため、「この内容なら」と納得した上で申請や契約等を行うことができます。
 - ・一般の不動産市場では取り扱いが難しい物件でも、取り扱える可能性があります。
 - ・空き家の状態にせず、使用され人が出入りするすることで、周辺住民の方々に安心して頂けると共に、地域の活性化やにぎわいづくりに貢献することができます。
 - ・活用希望者に貸すことで、定期的に維持管理をする手間がかからなくなります。
 - ・一定の賃料を得ることで、固定資産税等の支払に充てることができます。

(2) 提供空き家の登録条件

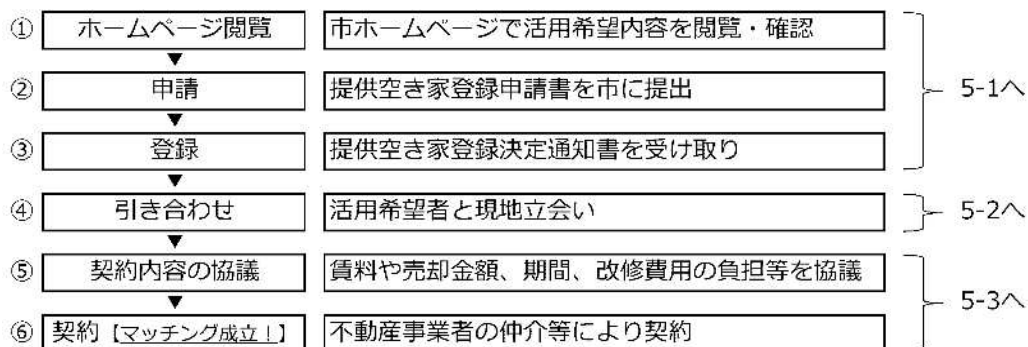
(1)提供空き家となる物件が、次のいずれにも該当すること

- ①建築基準法違反の是正指導及び老朽空き家の是正指導を受けていないもの、あるいは指導を受けており是正の見込みがあるもの
- ②分譲マンション等の場合は、管理組合の了承を得ているもの（管理規約で禁止されていないもの）
- ③その他、市長が不相当と認める事由のないもの

(2)空き家提供者が、次のいずれにも該当すること

- ①暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でない者
- ②その他、市長が不相当と認める事由のない者

(3) 手続きの流れ



5. 詳細な手続き（空き家提供者用）

5-1. 申請から登録まで

(1) ホームページ閲覧

- 北九州市のホームページから、登録されている活用希望情報を確認してください。
- 市ホームページに掲載している活用希望一覧の中に、空き家を提供したい活用希望がある場合は申請をお願いします。
- また、市ホームページに掲載している活用希望者一覧の中に、条件に合う活用希望者はいなくても、先に空き家を登録しておきたい場合は、申請することができます。

(2) 申請

- 北九州市に提供空き家登録申請書（様式4）を提出してください。
なお、提出は原則窓口まで持参あるいは郵送とします。

【記入要領】

①申請者

- ・申請者氏名は申請者自身が記入してください（自署不可の場合は押印してください）
- ・申請者となれるのは、「4.（2）提供空き家の登録条件」に適合する方に限ります。
- ・建物との関係には、申請者と当該空き家との関係をご記入ください。
- ・申請者と当該空き家の所有者（あるいは相続人）が異なる場合、及び当該空き家の所有者（あるいは相続人）が複数名の場合は、全員の同意が必要です。
- ・分譲マンション等の場合は、管理規約に反しておらず、管理組合の了承を得ている場合に限り

②建物概要

- ・該当する項目のみご記入ください。わからない項目は空欄で結構です。
- ・建築時期は、おおよその時期（わかる範囲）で結構です。
- ・確認申請は、建築基準法第6条に基づき、新築・増築時に市あるいは指定確認検査機関に行う申請です。申請やその後の検査が適切に行われた場合、「確認済証」や「検査済証」が発行されます。「確認済証」及び「検査済証」をお持ちの場合は、こちらの欄にご記入ください。
- ・現在の建築基準法上の耐震基準に適合することが確認できている場合は、有を○で囲んでください。不明な場合は空欄で結構です。
- ・耐震診断は、当該建物が現在の建築基準法上の耐震基準に適合するかどうかを、専門家が診断するものです。過去に耐震診断を実施したことがある場合は、耐震診断の欄の実施済みを○で囲んでください。
- ・過去に建物状況調査（インスペクション）を実施したことがある場合は、建物状況調査の欄の実施済みを○で囲んでください。
- ・所有者名には、全ての所有者（名義人死亡の場合には相続人）をご記入ください。

提供空き家登録申請書

空き家を活かす地域共生マッチング事業要綱第8条第1項に基づき、以下のとおり登録を申請します。

＜申請者＞

申請者氏名	(ふりがな) キタキユウ ハナコ 北九 花子 (本人白書)	
生年月日・性別	昭和〇〇年 〇月 〇日	男・ <input checked="" type="radio"/> 女
住所	〒 803-8501 福岡県北九州市小倉北区内1番1号	
連絡先	電話 093(582)2777	FAX 093(582)2694
	メールアドレス toshi-akiyakatsuyou@city.kitakyushu.lg.jp	
建物との関係	<input checked="" type="radio"/> 所有者・所有者の親族・その他 ()	

＜建物概要＞ ※該当する項目のみ記載して下さい

所在地	〒 800-0000 福岡県北九州市〇〇区〇〇町〇番〇号 <small>※所在地は区・町丁目まで市ホームページに掲載します</small>	
建て方	<input checked="" type="radio"/> 一戸建て <input type="radio"/> 賃貸マンション・分譲マンション・その他 ()	
構造	<input checked="" type="radio"/> 木造 <input type="radio"/> 鉄骨造・RC造・その他 ()	
規模	階数： 2階建 / 延床面積 200㎡	
建築時期	年 月 日	
確認申請	確認済証	<input checked="" type="radio"/> 有・無 : 平成〇〇年 〇月 〇日 / 第 〇〇〇〇〇〇〇 号
	検査済証	<input checked="" type="radio"/> 有・無 : 年 月 日 / 第 号
耐震性	耐震性能	<input checked="" type="radio"/> 有・無 ※現在の耐震基準に適合するか否か
	耐震診断	実施済み・ <input checked="" type="radio"/> 未実施
建物状況調査(インスペクシオン)	実施済み・ <input checked="" type="radio"/> 未実施	
建物図面	<input checked="" type="radio"/> 有・無 (図面の内容： 確認申請時の図面 ())	
所有者名	※全員記入して下さい 北九 花子、北九 州男、戸畑 五郎	
土地の所有者	<input checked="" type="radio"/> 建物所有者と同じ ・ 建物所有者と異なる ()	
その他 (設備、等)	台所、トイレ、風呂などの水周りは老朽化しているので、使うためには設備を取り替える必要があると思います。	

②建物概要

- ・間取りに、当該空き家のおおまかな間取りをご記入ください。
- ・別途図面を添付している場合は、省略して結構です。

③契約条件

- ・賃貸希望か売買希望かをご記入ください（両方でも結構です）。
- ・希望する賃料や売買価格がある場合はご記入ください。

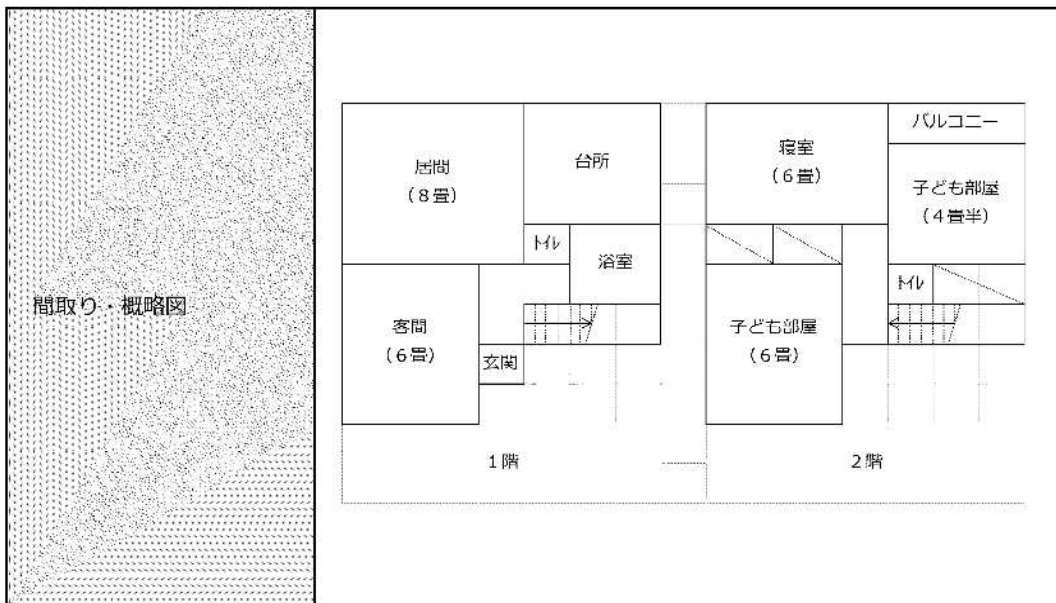
④活用に関する意向

- ・該当する項目のみご記入ください。
該当がない場合やわからない場合は、空欄で結構です。
- ・希望する活用内容には、どのような活用内容を希望するか、ご自由にご記入ください（例：社員寮として使ってほしい、子どもが集まる使い方がいい、福祉目的に限る、など）。
- ・市ホームページに掲載している活用希望者一覧のうち、空き家を提供したい活用希望者がある場合は、その登録番号を記入してください（複数選択可）。
- ・賃貸を希望される場合は、活用可能な期間、範囲（住みながら家の一部の部屋を貸すこともできます）、活用希望者の改修の可否とその条件を記入してください。

⑤その他

- ・その他に特記事項があればご記入ください。

<建物概要>



<契約条件>

希望する契約形態	<input checked="" type="radio"/> 賃貸・売買・その他 ()	
費用負担に関する意向	<input checked="" type="radio"/> ある (右欄に記入) <input type="radio"/> ない (協議の上決定する)	希望する賃料・売買価格 (概ね) 賃料: 10,000 円/月 売買: 円

<活用に関する意向> ※該当する項目のみ記載して下さい

希望する活用内容	地域のためになることに使ってほしいです。
希望する登録番号	〇〇〇
活用可能期間	平成〇〇年 〇月 日から 年 月 日まで
活用可能範囲	<input checked="" type="radio"/> 全て・一部 ()
改修の可否	<input checked="" type="radio"/> 可 不可 活用希望者の費用負担で行うなら相談にのります ※条件があれば記載ください

<その他>

その他特記事項	静かな住宅街なので、あまりうるさくない使い方がいいです。 不特定多数の人が出入りしない方がいいです。
---------	---

※登録情報の取扱いについて

申請書に記入頂いた内容は、空き家を活かす地域共生マッチング事業の登録情報として利用し、その他の目的で利用することは一切ありません。

○提出の際に、以下の書類を添付してください。

①所有者等の全員の同意書

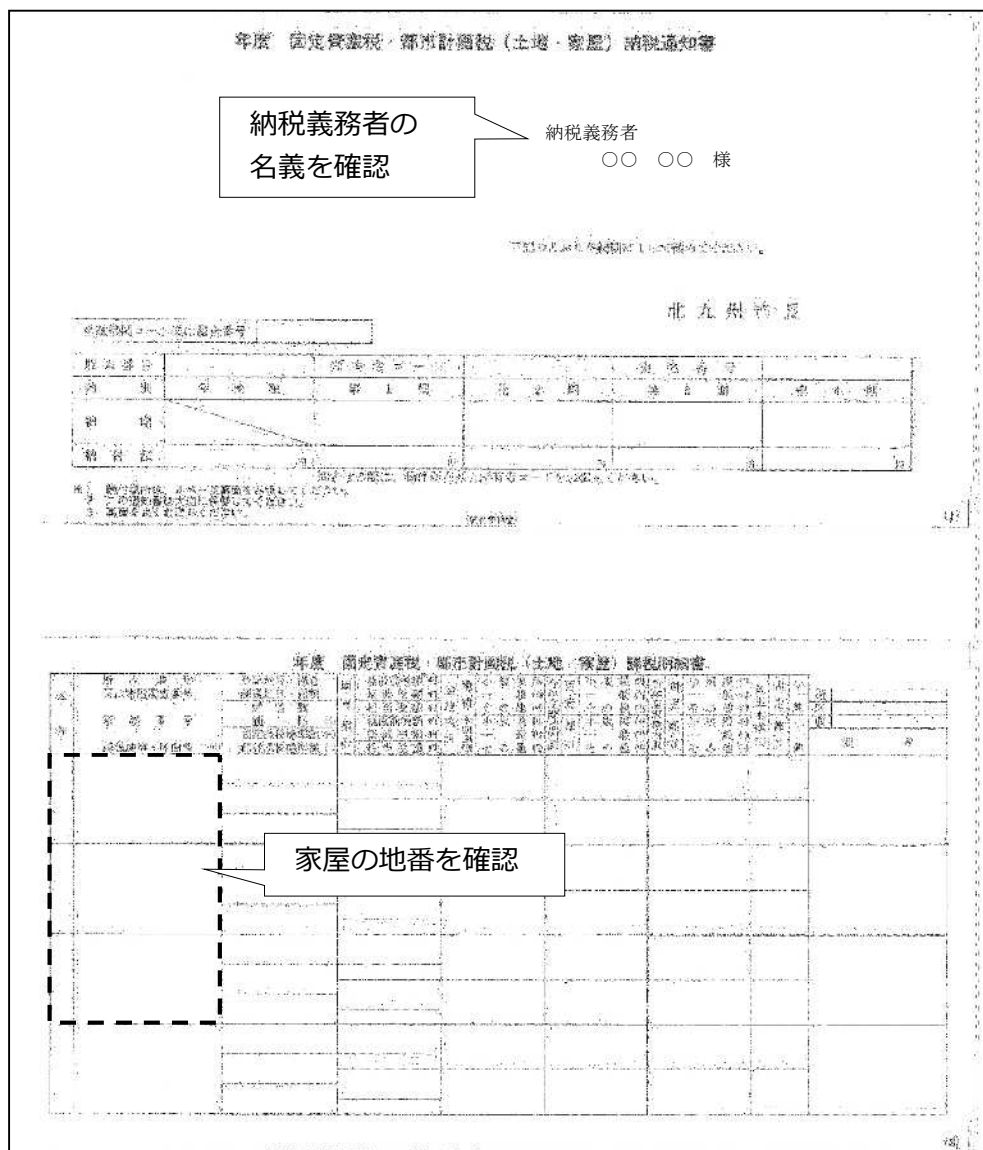
- ・市様式に基づき、全ての所有者（あるいは相続人）の同意書をご提出ください。
- ・申請者欄及び提供空き家住所欄には、提供空き家登録申請書と同じ申請者名及び住所をご記入ください。
- ・所有者欄には、各所有者自身が直筆でご記入ください。
自署できない場合は所有者欄に押印ください（認印可）。
- ・所有者（あるいは相続人）が複数名存在する場合は、全てご記入ください。同意書が足りない場合は複数枚添付して頂いて結構です。なお、同意書1枚あたり最大3名まで記入できます。

【空き家を活かす地域共生マッチング事業】 機式第13号		令和 年 月 日
北九州市長 北瀬 徳治 様		
申請者 住所	北九州市小倉北区域内1番1号	
氏名	北九 花子 <small>(本人自署)</small>	
	TEL 093-582-2777 FAX 093-582-2694	
同意書		
私は、空き家を活かす地域共生マッチング事業に所有する空き家（下記）を申請し、その物件情報を開示することについて、同意します。		
空き家の住所	北九州市〇〇区〇〇1丁目〇番〇号	
所有者1 住所	福岡県福岡市博多区〇〇町〇番〇号	
氏名	北九 州男 <small>(本人自署)</small>	
所有者2 住所	北九州市戸畑区〇〇町〇番〇号	
氏名	戸畑 五郎 <small>(本人自署)</small>	
所有者3 住所		
氏名	<small>(本人自署)</small>	

申請者以外に所有者がいる場合は
こちらにご記入ください

②固定資産税納税通知書の写し又は登記事項証明書（あるいは登記簿謄本）の写し

- ・当該空き家の所有者を確認する大切な書類です。
- ・固定資産税納税通知書の場合は、台帳名義人と納税義務者の氏名が確認できる1枚目と、当該空き家の地番等が確認できる3枚目の写しをご提出ください。
- ・登記事項証明書（あるいは登記簿謄本）の場合は、表題部で当該空き家の地番等が確認でき、権利部で全ての名義人の氏名が確認できる写しをご提出ください。



(3) 登録

- 提供空き家登録申請書及び添付資料を審査の上、登録が決定した場合は、提供空き家登録決定通知書（様式5）を、申請者住所まで郵送にて送付します。
- 審査の上、登録ができない場合は、提供空き家不登録決定通知書（様式6）を、申請者住所まで郵送にて送付します。
- 提供空き家登録決定通知書を受領後、提供空き家の登録内容に変更が生じた場合は、提供空き家登録情報変更届を北九州市に提出してください。

5 - 2. 引き合わせ

(4) 引き合わせ

- 登録した提供空き家が、活用希望条件に合致する場合は、市担当者が日程調整の上、申請者（活用希望者）、所有者（空き家提供者）、市職員の3者で、当該空き家にて現地立会いを行い、引き合わせを行います。
- 引き合わせの際に、申請者（活用希望者）と所有者（空き家提供者）で連絡先を交換し。その後は両者で直接やりとりを行って頂きます。

5 - 3. 契約

(5) 契約内容の協議

- 活用希望者と、契約内容について協議してください。
- 市は売買や賃貸に関する交渉や契約等の仲介は行いません。当事者の責任のもとで行ってください。また、契約等に係る紛争等には関与しません。
- 売買や賃貸の契約は、宅地建物取引業者の仲介のもとで行うことをお勧めします。
- 法律相談や宅地建物の取引に関する相談（不動産取引前の注意事項や契約書のつくり方など）がある場合には、下記機関までお問い合わせください。
 - ①一般財団法人 福岡県建築住宅センター 北九州事務所
住所：北九州市小倉北区古船場町1番35号 北九州市立商工貿易会館1階
電話：093-533-5441

(6) 契約

- 上記の協議内容に基づいて、活用希望者と契約してください。

6. 本事業のサポートを希望する方へ

(1) 空き家活用サポーター登録制度について

- 当制度は、本事業に関するサポートを希望する事業者の方を、空き家活用サポーターとして登録する制度です。
- 登録された空き家活用サポーターは、活用希望者と空き家提供者の引き合わせの際や、契約内容の協議の際、活用希望者の事業計画の準備の際などに、専門家としてサポートしていただきます。
- 活用希望者及び空き家提供者からの相談には、無償で対応していただきます。相談後、事業サービスを提供する場合は、有償となります（金額は各事業者の料金体系に依ります）。
- 登録した空き家活用サポーターの情報は、活用希望者や空き家提供者が閲覧できるように、市ホームページに公開します。
- 想定される事業者（例）
 - ・不動産仲介事業者
 - ・不動産管理事業者
 - ・サブリース事業者
 - ・スタートアップ支援事業者
 - ・まちづくり会社 など

(2) 空き家活用サポーターの登録条件

- (1)空き家活用サポーターが、次のいずれにも該当すること
 - ①暴力団、暴力団員、並びに暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者でない者。
 - ②市税に滞納がない者。
 - ③その他、市長が不相当と認める事由のない者。
- (2)空き家活用サポーターが、次のいずれかに該当すること
 - ①宅地建物取引業における不動産の賃貸借契約や売買契約等に関する業務等の経験を有する者。
 - ②賃貸住宅管理など不動産管理に関する業務等の経験を有する者。
 - ③賃貸住宅などの不動産を転貸するために自らを賃借人とする業務（サブリース）等の経験を有する者。
 - ④起業や創業支援に関する業務等の経験を有する者。
 - ⑤上記に類する業務等の経験を有する者。

7. 詳細な手続き（空き家活用サポーター用）

（1）申請

- 北九州市に空き家活用サポーター登録申請書（様式7）を提出してください。
なお、提出は原則窓口まで持参とします。

【記入要領】

①申請者・申請団体

- ・申請者となれるのは、「6.（2）空き家活用サポーターの登録条件」に適合する方に限ります。

＜氏名・生年月日・性別＞

- ・個人での空き家活用サポーター登録を希望される方はご本人の氏名をご記入ください。
- ・団体での空き家活用サポーター登録を希望される方は、団体名及び代表者氏名をご記入ください。
- ・氏名、団体名、住所については、納税証明書の通りご記入ください（旧字等に注意）。
- ・生年月日・性別には、申請者（団体の場合は代表者）の情報をご記入ください。

＜住所・連絡先＞

- ・個人での空き家活用サポーター登録を希望される方は、ご本人の住所及び連絡先をご記入ください。団体での空き家活用サポーター登録を希望される方は、団体の所在地及び連絡先をご記入ください。

＜ホームページ＞

- ・事業内容のわかるホームページがあればアドレスをご記入ください。

＜納税証明書＞

- ・個人での登録を希望される方は、ご本人の納税証明書を添付してください。
- ・団体での登録を希望される方は、団体の納税証明書を添付してください。任意団体等で納税証明書が発行できない場合は、代表者の納税証明書を添付してください。
- ・納税証明書が発行できない場合は、無に○をして理由をご記入ください。

②サポート内容

＜無償で対応する相談内容＞

- ・該当する欄□にチェックしてください。その他の場合は内容をご記入ください。

＜有償で提供する事業サービスの内容＞

- ・サービス内容を具体的にご記入ください。可能であれば料金等もご記入ください。

③その他

＜これまでの実績＞

- ・上記のサポート内容に関するこれまでの実績をご記入ください。

＜サービスに関するPR事項＞

- ・その他、サービスに関してPRしたい内容（有する資格等）をご記入ください。

空き家活用サポーター登録申請書

空き家を活かす地域共生マッチング事業要綱第11条第1項に基づき、以下のとおり登録を申請します。

<申請者・申請団体>

※太枠は市ホームページに掲載する項目です

申請者氏名 (団体の場合は団体名、代表者氏名)	(ふりがな) カブシキカイシャ〇〇〇 ダイヒョウ キタキユウ タロウ 株式会社〇〇〇 代表 北九 太郎	
生年月日・性別	昭和〇〇年 〇月 〇日	<input checked="" type="radio"/> 男・女
住所 (団体の場合は団体の所在地)	〒 803-8501 福岡県北九州市小倉北区内1番1号	
連絡先	電話 093(582)2777	FAX 093(582)2694
	メールアドレス toshi-akiyakatsuyou@city.kitakyushu.lg.jp	
ホームページ URL	http://www.city.kitakyushu.lg.jp/ken-to/toshi-akiyakatsuyou.html	
納税証明書 (団体が法人の場合は団体の証明書)	<input checked="" type="radio"/> 有・無 (無しの場合の理由：)	

<サポート内容>

無償で対応する相談内容	<input checked="" type="checkbox"/> 不動産の契約（賃貸借、売買等）に関する分野 <input checked="" type="checkbox"/> 不動産の管理（家賃徴収や維持管理等）に関する分野 <input type="checkbox"/> 空き家を転貸借するサブリース事業に関する分野 <input type="checkbox"/> 事業の創業・起業やスタートアップ支援に関する分野 <input type="checkbox"/> その他
有償で提供する事業サービスの内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不動産の契約の仲介（売買：〇万円/件） （賃貸：〇万円/月・件） ・不動産の管理請負（賃貸）（〇万円/月）

<その他>

これまでの実績	<ul style="list-style-type: none">・不動産の賃貸借契約の仲介（平成〇〇年度実績：×件）・不動産の賃貸借契約の管理（平成〇〇年度実績：×件）
サービスに関するPR事項	

※登録情報の取扱いについて

申請書に記入頂いた内容は、空き家を活かす地域共生マッチング事業の登録情報として利用し、その他の目的で利用することは一切ありません。

○提出の際に、以下の書類を添付してください。

①申請者の納税証明書（市税の滞納が無いことの証明）（原本）

- ・申請者（個人あるいは団体）が市税の滞納がないか確認する書類です。
- ・申請書提出日の3ヶ月以内に発行された原本を添付してください。
- ・納税証明書は、各区役所内の市税事務所市民税課もしくは税務課、または各区出張所で発行しています（お住まいの区に関係なくどの窓口でも発行しています）。
- ・市外にお住まいの方でも、納税証明書の発行対象となる場合がありますので、一度上記窓口でご確認ください。
- ・市内に居住履歴がない等の理由で、納税証明書が発行できない場合には、活用希望登録申請書の納税証明書欄の無に○をつけた上で、理由をご記入ください。

申請者名・住所を確認

平成 年度 納税証明書

証明書 号

住所（所在地）					
氏名（名 姓）					

税 目	課 税 額	納 付 済 額	未 納 状 況		所 属 区	備 考
			納める期限が きていない税額	未 納 額		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		
	円	円	円	円		

その他の証明事項
市税の滞納はありません

※この証明書は県産の電子公印を使用しています。

市税の滞納がないことを確認

上記のとおり相違ないことを証明します。

平成 年 月 日

北九州市長

申請日から3ヶ月以内であることを確認

(2) 面談

- 窓口空き家活用サポーター登録申請書を持参された際に、併せて面談を行います。
- 来庁の際は、事前に電話予約が必要です（093-582-2777）。
- 団体の場合は、代表者または担当者（活動の責任者）の方に来て頂く必要があります。
- 空き家活用サポーター登録申請書の記載内容に応じて、以下の内容を口頭で確認します。
 - ・団体（会社等）の概要
 - ・サポートの時期、内容、条件

(3) 登録

- 空き家活用サポーター登録申請書及び添付資料を審査の上、登録が決定した場合は、空き家活用サポーター登録決定通知書(様式8)を、申請者住所まで郵送にて送付します。
- 審査の上、登録ができない場合は、理由を添えて空き家活用サポーター不登録決定通知書(様式9)を、申請者住所まで郵送にて送付します。
- 空き家活用サポーター登録決定通知書を受理後、空き家活用サポーターの登録内容に変更が生じた場合は、空き家活用サポーター登録情報変更届(様式15)を北九州市に提出してください。

(4) ホームページ掲載

- 空き家活用サポーター登録申請書の情報を、市ホームページに掲載し、活用希望者や空き家提供者が閲覧可能な状態にします。
- ホームページに掲載する情報は以下の通りです。
 - ・申請者(団体の場合は代表者)の氏名、団体名
 - ・連絡先、ホームページアドレス
 - ・無償で対応する相談内容、有償で提供する事業サービスの内容、PR事項
- ホームページへの掲載期限は、登録の翌年度末です。ただし、空き家活用サポーターから掲載期間延長の意思が確認できた場合は、必要に応じて掲載期間を延長することがあります。

(5) 活用希望者又は空き家提供者からの相談対応

- 名簿を閲覧した活用希望者・空き家提供者、または市から紹介された活用希望者・空き家提供者から相談があった場合は、無料で相談に対応してください。
- 相談後、空き家活用サポーターの事業内容に応じたサービスを行う場合は、必要に応じて有料としてください(例：空き家の賃貸借契約の契約書作成手続き、等)。

8. 最後に

事業の実施にあたっては、活用希望者・空き家提供者・空き家活用サポーターともに、関係法令や法適合性を遵守し、相互の協力のもと、地域にとって潤いのある住生活を実現していきましょう。

<問い合わせ先>

北九州市 建築都市局 住宅部 空き家活用推進室

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号 北九州市役所本庁舎14階

電話：093-582-2777 FAX：093-582-2694